

耐震診断及び耐震基本計画作成業務委託料算定基準の運用

耐震診断及び耐震基本計画作成業務委託料算定基準（以下「算定基準」とする。）による積算等と設計書作成に関する事項を示すものとする。

1 適用範囲

算定基準の適用範囲外の建築物は、見積りにより積算する。

- ・適用範囲外の建築物の例
- ・混構造
- ・平面の形状がL型、T型、ロ型 など

2 直接人件費

- (1) 耐震診断と耐震基本計画作成業務を同時に委託する場合は、耐震診断と耐震基本計画作成業務の業務人日を算出し、合算したものとする。
- (2) エキスパンションジョイント等で構造上分離している場合は、棟ごとに積算する。

例) エキスパンションジョイント等で2つ以上に分かれている場合

(図面有)

耐震診断：3350.75 m² (A (SRC造) 2630.73 m²+B (RC造) 720.02 m²)

・人時間の算出

A：2630.73 m²を直線補間により算出・・・566.7657 ≒ 566.76 人時間

B：720.02 m²を直線補間により算出・・・334.004 ≒ 334.00 人時間

・人日数の算出

A：566.76 人時間 ÷ 8 時間 = 70.84 人日

B：334.00 人時間 ÷ 8 時間 = 41.75 人日

・業務人日

(Aにより算出した人日×業務率×構造補正係数)

+ (Bにより算出した人日×業務率×構造補正係数)

= (70.84 × 1.11 × 1.0) + (41.75 × 1.11 × 0.85)

= 78.63+39.3911

= 79+39

= 118 人日

3 業務率

- (1) 業務内容毎に定められた割合（細分率）を、行わせる業務内容により合計したもの。
- (2) 業務の一部を行わない場合は、細分率を計上しない。
- (3) 耐震診断を行った者と耐震基本計画作成を行う者が異なる場合は、算定基準別紙2（11）「診断者と基本計画作成者が異なる場合等（診断を行ってから数年経過し、診断基準が改正されている場合を含む）の診断検証業務」の細分率を計上する。
- (4) 図面が無い場合は、耐震診断においては、算定基準別紙1（7）「構造関係設計図書の再現」、耐震基本計画においては、算定基準別紙2（12）「建築設計図書（構造図以外の建築図等）の再現」の細分率を計上する。
- (5) 耐震基本計画作成業務と改修実施設計を同時に発注する場合は、別紙2（6）は計上しない。（改修実施設計委託で計上する。）

4 特別調査

(1) 試験の範囲

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物は、棟ごとに計上する。

(2) 各種試験

ア コンクリート圧縮強度・中性化試験

- ・診断の際に材料強度が必要となるため、試験を行う。
- ・建設年次ごとに各階3箇所の調査を行う。

イ 超音波探傷試験 (UT)

- ・鉄骨造で柱梁溶接部、柱脚アンカーボルトの信頼性調査が必要となるため、試験を行う。
通常、鉄骨造の体育館等の建築物はこの試験を行う。

ウ 鉄筋量調査 (鉄筋探査)

- ・図面 (構造図) が無い場合は、柱等の帯筋・主筋間隔の調査が必要となるため、調査を行う。

エ 基礎形状確認調査

- ・図面が無い場合は、基礎耐力算定上必要となるため、調査を行う。

(3) 各種試験の仕様

- ・算定基準別紙4を標準仕様とし、調査内容に応じ箇所数を提示する。

(4) 単価の採用

- ・各種試験の仕様により、見積り単価とする。
- ・見積りを収集する際は、仮設 (足場、高所作業、養生等)、調査部分のはつり及び復旧、報告書、諸経費を含んだものとする。
- ・見積りによる単価決定の基準は、「設計資材単価等決定基準」を準拠する。

5 技術料等経費

コンクリート圧縮強度が低い(13.5N/mm² 未満)場合は、「平成20年5月19日付け20建第665号 営繕課長通知」に基づき、技術料等経費の割り増しを行う。

6 端数処理

(1) 標準業務人日

小数点第3位を切り捨てとする。

例) 耐震診断: RC造 250 m²の場合

人時間 145 を人日数に置き換える。

人日数 $145/8 = 18.125$

$\doteq 18.12$ 人日

(2) 業務人日

小数以下を四捨五入とし、整数とする。

例) 業務人日 (ア) × 業務率 (イ) × 構造補正係数 (ウ)

$= 18.12 \times 1.11 \times 0.85$

$= 17.096$

$\doteq 17$ 人日

7 直線補間の方法

次式による。

$$y = y_0 + (y_1 - y_0) (x - x_0) / (x_1 - x_0)$$

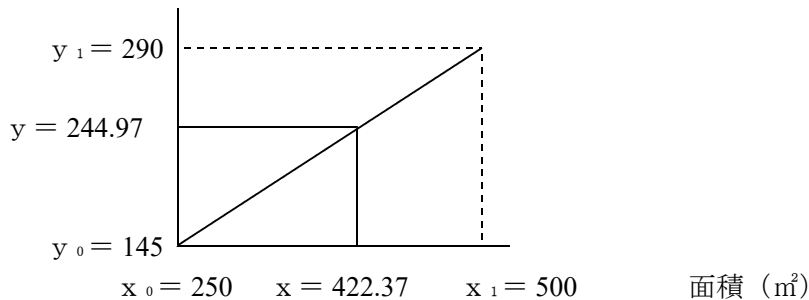
例) 耐震診断：RC造 422.37 m²

$$y = 145 + (290 - 145) (422.37 - 250) / (500 - 250)$$

$$= 145 + 145 \times 0.68948$$

$$= 244.9746$$

直線補間した人時間：244.9746 ≒ 244.97 人時間



8 契約の変更

耐震基本計画作成業務のみを発注する場合、当初設計においては耐震診断と耐震基本計画作成業務受託者が異なる場合を想定して算出する。

入札等の結果により同じ者となった場合は、業務内容を一部行わなくても耐震基本計画の作成ができるため、その一部を受託者と協議し、変更契約を行う。

9 設計書作成の注意点

耐震診断及び耐震基本計画作成業務の構成（昇順とする。）

耐震診断業務

名称	金入	金抜
①表紙（金入り）	○	
②設計書（金入り）	○	
①表紙（金抜き：確認印欄付き）		○
②設計書（金抜き）		○
③建築物耐震診断業務委託共通仕様書	○	○
④建築物耐震診断業務委託特記仕様書	○	○
⑤特別調査標準仕様書（実施する特別調査のみ）	○	○
⑥耐震診断報告書編集方法	○	○
⑦閲覧参考（見積関係）	○	○
⑧図面（案内・配置図、平面図、立面図程度）	○	○

耐震基本計画作成業務

名称	金入	金抜
①表紙（金入り）	○	
②設計書（金入り）	○	
①表紙（金抜き：確認印欄付き）		○
②設計書（金抜き）		○
③建築関係設計業務委託共通仕様書	○	○
④建築物耐震基本計画作成業務委託特記仕様書	○	○
⑤特別調査標準仕様書（実施する特別調査のみ）	○	○
⑥耐震基本計画報告書編集方法	○	○
⑦閲覧参考（見積関係）	○	○
⑧図面（案内・配置図、平面図、立面図程度）	○	○

1 0 工期設定

・ 体育館 1,000 m²、校舎 2,000 m²、図面有りの場合を想定した工期

(1) 耐震診断業務

・ 1棟当たりの委託工期は、120日を標準とする。

(2) 耐震基本計画作成業務

・ 1棟当たりの委託工期は、以下を標準とする。

・ 校舎、庁舎等 150日

・ 体育館、格技場、実習棟等 120日

(3) 工期

・ 上記の標準工期は、週休2日制に対応した工期設定としている。

・ 対象建築物の延べ面積、棟数、図面の有無を勘案し工期を加算する。

・ 複数棟をまとめて発注する場合は、1棟増えるごとに30日加算する。

・ (一社)福島県建築士事務所協会で行う判定委員会、評価委員会の開催時期を確認した上で調整する。

・ 夏季休暇、年末年始休暇に係る場合は、適宜加算する。